

Q

高額な医療費が続くと自己負担限度額が
軽減されると聞いたのですが・・・。



A

3か月以上続いた場合、**4か月目**から
「**多数該当**」となり、**自己負担限度額が軽減**されます。



多数該当とは?

医療機関を受診した月以前1年間(12か月)に、同一世帯で**3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合**、**4か月目から自己負担限度額が軽減**される制度です。
(限度額が適用され、自己負担限度額を負担した月も含みます。)

軽減される金額は所得区分によって定められております。

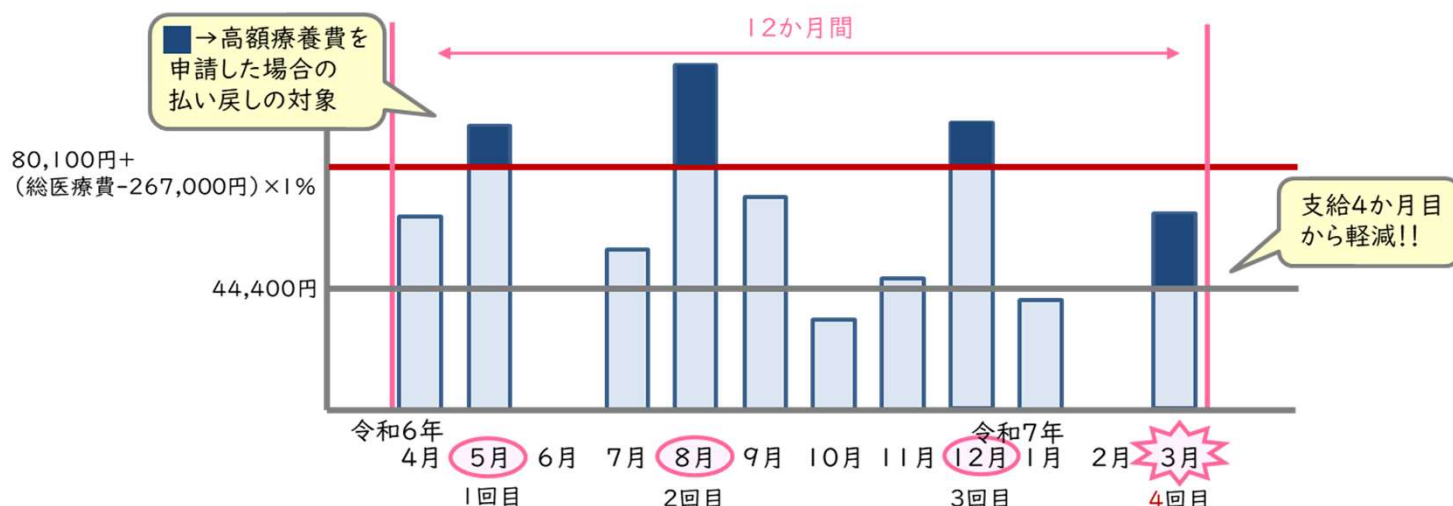
→詳しい金額は右記のQRコードをチェック

所得区分ごとの
軽減額の詳細



多数該当になるか考えてみよう。

【例題】令和7年3月に受診した分が該当するか確認する場合(所得区分ウの方)



→ 令和6年5月、8月、12月が所得区分ウの自己負担限度額を超えているため、
令和7年3月は多数該当になります。

申請したい受診月から見て、「1年以内に自己負担限度額を超えた支払いが3回以上」とあると申請月は軽減されるんだね。



✓ 限度額適用認定証を使用していても軽減されないことも・・・

通常、医療機関で限度額適用認定証を提示し、自己負担限度額の支払いが3回以上あった場合、**4回目から軽減された金額でのお支払い**になります。
しかし、限度額適用認定証を利用している医療機関が異なると、医療機関同士で情報共有ができないことから4回目以降でも軽減された金額でのお支払いにならないケースがあります。
その際は、高額療養費支給申請書にて手続きをすると払い戻しされます。

✓ 1年以内に健康保険の資格が変更されても多数該当は引き継がれるの？

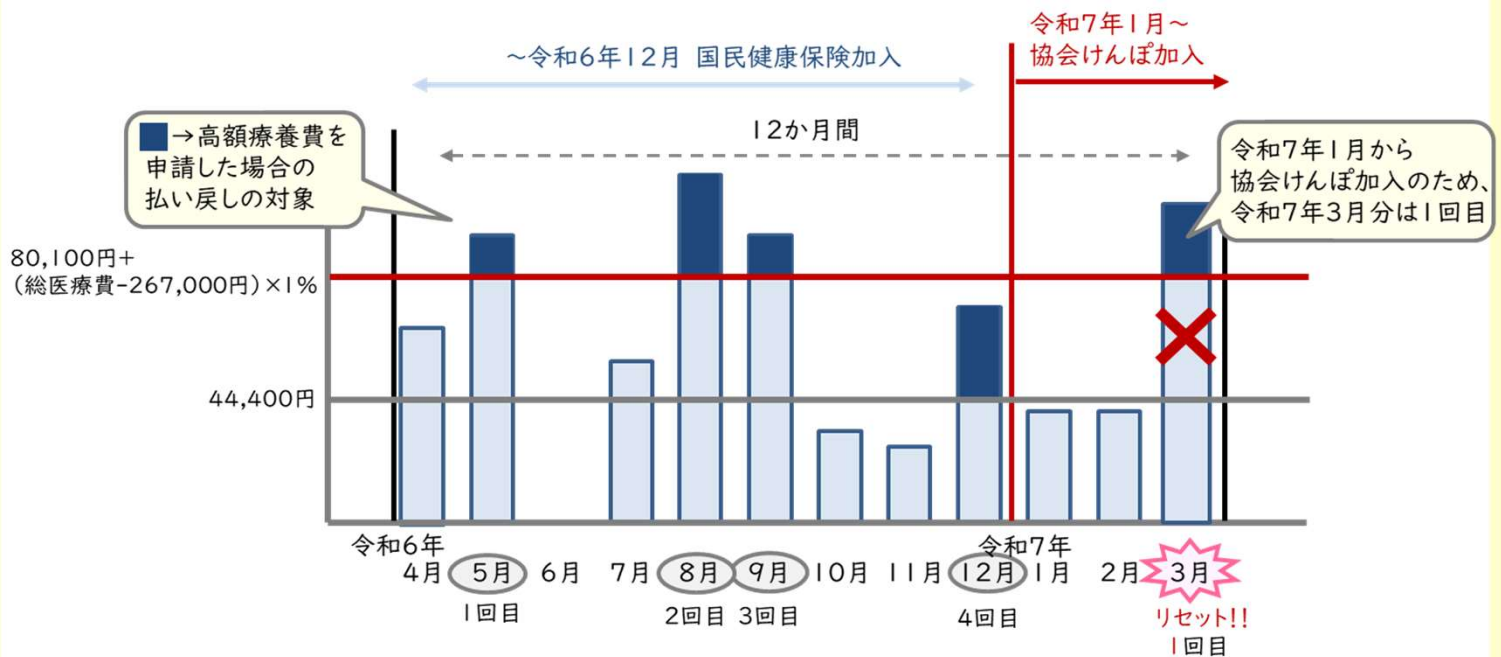
多数該当は①**同一保険者**、②**同一被保険者**での受診の場合適用されます。
その為、①国民健康保険から協会けんぽに加入といった**保険者自体が変更になる場合**、
②退職して**被保険者から被扶養者になった場合**などについては、多数該当の月数はリセットされます。

退職後、任意継続に加入した場合は、多数該当は引き継ぐことができるよ。



? 多数該当になるか考えてみよう。

【例題】令和6年12月まで国民健康保険に加入しており、令和7年1月から協会けんぽに加入した場合、令和7年3月に受診した分は該当するか。
(所得区分ウの方)



→令和7年1月に、国民健康保険から協会けんぽへと保険者が変更になっています。
すると、今までの**月数はリセットされる**こととなり、3月は多数該当にはなりません。
そのため、高額療養費を申請した場合、払い戻しは**赤線**からはみ出た部分になります。